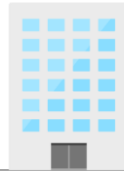


# 法人のメリットと個人事業のデメリット

佐園達哉税理士事務所

法人メリット



個人事業デメリット

対象	法人メリット	個人事業デメリット
外部利害関係者	個人事業より一般的に信用力が高い。	会社より一般的に信用力が低い。
内部利害関係者	社会保険の加入が強制であるため、福利厚生が充実する。	社会保険の加入が法定業種及び従業員5人以上を除き、任意加入のため、未加入の場合は、福利厚生が充実しない。
経営	<ul style="list-style-type: none"><li>個人事業より一般的に人材確保ができる。</li><li>個人事業より組織統制を図ることができる。</li><li>原則として出資を限度とする有限責任である。ただし、実際には銀行等からの借入れに対して経営者が連帯保証を行っているケースが多く、当該ケースでは無限責任である。</li><li>代表者が死亡しても、会社名義の預金口座は凍結されない。</li><li>行政の許認可について個人事業より手続が簡便である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>会社より一般的に人材確保が難しい。</li><li>会社より組織統制が図れない。</li><li>無限責任である。</li><li>事業主が死亡すると個人名義の預金口座が一時的に凍結される。</li><li>行政の許認可について会社より手続が煩雑である。</li></ul>
税務	<ul style="list-style-type: none"><li>決算期を任意決定でき、決算期の変更も可能である。</li><li>給与所得控除の適用がある。</li><li>経営者及び経営者と生計を一にする親族への退職金が損金算入できる。</li><li>経営者への出張日当を損金算入できる。</li><li>損益通算に制限がない。</li><li>青色欠損金の繰越期間が現行10年間である(平成30年4月1日以降開始する事業年度からは10年間となる)。</li><li>減価償却費は任意計上である。</li><li>保険料支払額の一定相当額を損金算入できる。保険金は退職金の原資にできる。</li><li>個人事業から会社へ法人成りした場合は、一定要件を満たせば、2事業年度にわたり消費税の免税事業者になれる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>暦年しか選択できない。</li><li>給与所得控除の適用がない。</li><li>事業主及び事業主と生計を一にする親族への退職金が必要経費とにならない。</li><li>事業主への出張日当は必要経費とにならない。</li><li>損益通算できない所得区分がある。</li><li>青色欠損金の繰越期間が3年間である。</li><li>減価償却費は100%強制計上である。</li><li>生命保険料控除は、最高12万円に制限される。</li></ul>

# 法人のデメリットと個人事業のメリット

佐園達哉税理士事務所

## 法人デメリット



## 個人事業メリット

### 対象

#### 経営

- ・会社設立、登記事項に変更が生じた場合及び会社解散・清算終了には、その都度登記コストが発生する。
- ・個人事業より維持費用がかかる。
- ・個人事業より事務負担が重い。
- ・複式簿記が必須である。
- ・意思決定は株主総会又は取締役会等の決議が必要となる。
- ・取締役、株主、金融機関等の大口債権者等の利害関係者の意向を踏まえないと会社から個人への貸付を行うことができない。
- ・社会保険の加入が強制であるため、従業員の社会保険料の半額負担が発生し、大きなコストがかかる。
- ・保険金受取事由が生じた場合は会社の収入となり、個人で受け取ることができない。

- ・事業開始、事業廃止に対して登記の必要がない。
- ・会社より維持費用がかからない。
- ・会社より事務負担が軽い。
- ・複式簿記が任意である。
- ・意思決定は事業主のみで行える。
- ・事業主の意思のみで事業資金を自由に使用できる。
- ・法定業種及び従業員5人以上を除くと、社会保険の加入は任意であり、社会保険コストを節約できる。
- ・保険金受取事由が生じた場合は個人の収入として受け取ることができる。

#### 税務

- ・交際費の限度額(800万円/年)がある。
- ・赤字である場合でも、最低8万2千円(兵庫県加古川市)の住民税均等割が発生する。

- ・交際費の限度額はない。
- ・赤字である場合、住民税の均等割が発生しない。